

★名寄市自治基本条例に関するアンケート★名寄市自治基本条例に関するアンケート★

名寄市自治基本条例に関するアンケート調査にご協力ください

■目的

名寄市のまちづくりを進めるための基本ルールとして平成22年4月1日に施行された「名寄市自治基本条例」は、今年度（令和6年度）で施行後15年目を迎えました。この条例は、市民の意識や社会状況の変化などを考慮して5年以内ごとに点検および見直しを行い、必要があれば条例を改正することが定められています。条例改正の必要性を検討するための基礎資料および今後のまちづくりに生かしていくため「自治基本条例に関するアンケート調査」を実施します。

■調査期間

4月30日(火)まで

アンケートにご回答いただいた方へ、「Yoroca」の行政ポイントを1人あたり50ポイント付与します。
(1カードあたり1回の付与となります)

■調査方法

お手持ちの携帯電話またはスマートフォンで下の回答フォームを読み取り、アンケートのご回答をお願いいたします。また、紙での回答を希望される方は郵送いたしますので「■問い合わせ」までご連絡ください。

◀アンケートはこちらの回答フォームからご回答ください

※本アンケートは無記名のため個人情報特定されることはありません

▲名寄市自治基本条例についてはこちらをご確認ください。

■問い合わせ

総合政策部地域課題担当(名寄庁舎3階)
☎01654③2111(内線3311)
FAX 01654②5644
✉ny-sousei@city.nayoro.lg.jp

★アンケートに関するお問い合わせ先★

生活に困りごと・不安がある方はご相談ください

生活困窮者自立相談支援事業

経済的な問題や家族の問題などでお困りの方からの相談を受け、専門の相談員が相談者の抱える問題や状況を確認し、一人ひとりの状況に合わせた具体的な支援計画を作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。



家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸し付けのあっせんなどを行い、早期の生活再生を支援します。



就労準備支援事業

「社会に出ることに不安がある」「他人とうまくコミュニケーションできない」といった理由で、すぐに職に就くことが難しい方に、就労に向けたサポートや就労機会の提供を行います。



住居確保給付金

離職により住居を失う、またはその可能性が高い方に家賃相応額（上限あり）を有期で給付する事業です。※給付を受けるには、収入、資産、雇用施策による給付金の授受などいくつかの支給要件があります。



相談先

名寄市社会福祉協議会「生活相談支援センター」（総合福祉センター内）
☎01654③9862

問い合わせ

社会福祉課福祉総務係（名寄庁舎2階）
☎01654③2111(内線3222)